八幡製鐵所

勤務時間と賃金歩合

一部の改正

三月一日から實施

八幡製鐵所にては二十一日職工規則第七十一條を改正して施行の旨を十九日附を以て發表したるが現在の同條は職工にして入所後病氣其他の事故により退所したる者に對しては勤務時間六時間未滿は無給とし六時間以上の勤務者は僅かに半日分を支給し之れに對しては手當を支給せざることとなり居れるより職工中には其の不當を鳴らし同七十一條に該當する者に對しては勤務時間一時間を基礎とし計算支給せられたき旨要求したりしが製鐵所にては之を不當なりと認め左の如く改正三月一日より施行する事となれり

第七十一條入所後病氣其他の事故により退所したるもの、給料支給歩合は左の如し但し晝勤者にして午前九時前、夜勤者にして午後九時前に退所したる時は無給とす、（十二時間勤務）は一時間に付月給の百分の八（十一時間勤務）に同百分の八、七（十時間勤務）に同百分の九、六、九時間勤務者は同百分の十▲尙は缺勤者にも作業上の都合にて規定勤務時間内に呼出勤務に服したるものは給料も之を準用する事

となりたり因に之と同時に國庫獎勵内附給與規程改正をも發表したるが同所の更代時間は午前六時及び午後六時なり（八幡電報）

武裝

ボー

六名が

たる後

四名は

拳銃を持ち

れたり又

れ居住者及

び